

旭川流域委員会準備会 設立趣旨

平成9年の河川法改正により、河川管理者は河川整備の長期的な計画の基本となるべき事項（河川整備基本方針）と、今後20～30年間の具体的な河川整備に関する事項（河川整備計画）を定めることになった。

今後、中国地方整備局は、「旭川河川整備計画案（直轄管理区間）」の策定にあたり、同整備計画の原案及び関係住民意見の反映のあり方について審議を行う「旭川流域委員会」を設置することとなるが、その準備のため、岡山河川工事事務所は、流域委員会のあり方（構成、メンバー等）について、学識経験者等から提言を受けるため、「旭川流域委員会準備会」を設置する。

流域委員会準備会の役割は以下のとおりとする。

流域委員会の構成（部会の設置等）の提言

流域委員会（各部会も含む）委員候補の選定（選出方法の検討を含む）

関係住民等の意見聴取方針の提言